II.5

### 裁判員制度を中心とした 地域司法の課題に関する教育・研究プロジェクト

平 野 潔1

#### はじめに

本プロジェクトは、2009 年度に、裁判員制度施行記念企画として実施された「連続講演会・シンポジウム 裁判員制度と世界の司法動向―市民の司法参加の意義を考える―」に端を発するものである。その後、2014 年度からは、地域未来創生センターの教育研究プロジェクトとして採択され、昨年度は、一般社団法人司法協会の研究助成を受け、これまで13年間に渡り、裁判員制度を中心としながら地域の司法に関する諸課題を教育・研究の両面から展開してきた。

今年度も、専修大学法学部の飯考行氏、本学名誉教授で、現在北里大学教職課程の宮崎秀一氏、桃山学院大学の河野敏也氏、弘前大学人文社会科学部の長谷河亜希子氏、平野が共同して教育・研究活動を行った。詳細な報告は後日行うこととして、ここでは、本プロジェクトの概要のみを示していきたい<sup>2</sup>。

#### 1. 背景と目的

本プロジェクトは、裁判員制度を中心とした地域の司法に関する諸課題に、教育・研究の両面から取り組み、地域に還元していくことが、その目的となっている。ここでは、今年度の本プロジェクトの研究面・教育面の目的を示しておきたい。

研究面では、昨年度得られた裁判員制度の課題の中から、いくつかの問題をピックアップし、その解決策について検討することである。昨年度、司法協会らの研究助成を受けて行った研究の中で裁判員制度に関する様々な課題が浮き彫りとなった $^3$ 。その中には、青森県を含む地域の課題が数多く見られた。そこで、現在の裁判員制度の課題を、青森県を中心に検証することを試みた。この成果については、11 月に開催したシンポジウム「裁判員制度を伝える」の中で、その一端を示すことができた。

教育面では、裁判員制度を中心に行ってきた学生による報告書が、昨年度までで7年間継続して発刊されており、青森県だけでなく他の地域の研究者・実務家からも一定の評価をいただいている。今年度も引き続き学生提案の企画を軸にし、この活動を通じて、学生の司法への関心を高めるとともに、具体的な解決策を模索できるような人材を育成していくことを目的とした。また、これまで得られた教育手法や成果を、主として教養教育の中に取り込んでいく方法に関しても検討することも目的の一つに加えた。

<sup>1</sup> 弘前大学人文社会科学部

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 例年通り、活動の詳細は、2022 年 3 月発刊予定の報告書において紹介する予定である。なお、これまでの活動の詳細は、平野潔編『青森県の裁判員裁判と司法関係機関の姿―弘大生による調査報告―』(2015 年)、同編『弘大生による裁判員制度と司法関係機関に関する報告書』(2016 年)、同編『弘大生から見た青森県の司法および司法関係機関―裁判員制度・更生保護・司法アクセス―』(2017 年)、同編『青森県を中心とした司法関連制度の現状―被害者支援・司法制度・裁判員制度―』(2018 年)、同編『青森県の地域司法と支える人たち―裁判員裁判・司法制度・更生保護―』(2019 年)、同編『制度施行 10 年を迎えた青森県の裁判員裁判』(2020 年)、同編『裁判員裁判を中心とした地域司法の現状―コロナ禍における学生の活動報告―』(2021 年)を参照。

<sup>3</sup> 平野潔 = 飯考行 = 河野敏也『裁判員経験者の『経験』を踏まえた裁判員制度の研究(一般財団法人司法協会 2019 年度研究助成成果報告書)』(2021年)参照。

例年は学生の施設見学も実施しているが、昨年度に引き続き、コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、今年度の実施も断念した。そのような状況の中ではあるが、裁判員裁判傍聴や裁判員経験者インタビュー、シンポジウム開催などは、様々な対策を行いながら実施することができた。ここでは、「裁判員経験者インタビュー」「シンポジウム」について、それぞれの内容を簡単に説明する。

#### 2. 実施内容

#### (1)裁判員経験者インタビュー

裁判員経験者へのアクセスが難しいこともあって、ここ数年はインタビューを実施できずにいたが、 今年度は新しい経験者の経験をお聞きすることができた。インタビューに応じてくださったのは、福士 紀子氏であった。今回のインタビューは、本プロジェクトに対して長年ご協力いただいている方から福 士氏をご紹介いただき、実施することができたものである。福士氏の担当された事件は、現住建造物等 放火、自殺幇助事件で、青森県では 103 件目の裁判員裁判であった。

当日は4名の学生がインタビューに参加した。全員が裁判員経験者インタビューに初めて参加した学生で若干不慣れな部分もあったが、これまで通り、過去の新聞記事等で裁判員経験者が担当された裁判員裁判についての情報を収集し、質問項目を作成して当日に備えた。

約2時間に渡るインタビューであったが、裁判員制度に対する見方、事件の対する見方など、率直な 意見をお聞きすることができ、学生にとっても良い経験になったのではないかと思われる。

#### (2)シンポジウム

今年度のシンポジウムは、2021年11月6日(土)に、弘前大学人文社会科学部多目的ホールで行われた。同時に、オンライン会議システム Zoom を使い、オンライン配信も行った。今年度のテーマは、「裁判員制度を伝える」であった。昨年度の共同研究およびシンポジウムにおいて、裁判員制度が抱える問題に関する裁判員経験者の様々な意見に接したが、その中で、広報活動をもう少し積極的に行うべきではないかという意見が数多くあった。このことを受けて、今年度は、「裁判員制度を伝える」をテーマとした。「伝える」活動には、裁判所の広報活動だけでなく、市民団体の活動、報道機関の報道、教育機関における教育活動なども含まれるため、これらの活動を紹介しながら、どのように裁判員制度を伝えていくべきかを、来場者とともに考えるというのが、本シンポジウムの趣旨であった。

第1部は、「裁判員制度をどう伝えているか―裁判所・市民団体・教育機関の活動―」とする報告を行った。今回のシンポジウムは「伝える」をテーマとしているため、第1部では、様々な機関がどのように裁判員制度を伝えているかを確認した。まず、青森地方裁判所裁判官の寺尾亮氏より、青森地方裁判所における広報活動の内容を中心とした報告をしていただいた。続いて、飯氏より、飯氏が主宰して開催



第1部で報告する飯氏

している「裁判員ラウンジ」の活動を中心に市民団体の活動について報告をいただいた。最後に、河野 氏より、桃山学院大学の講義・演習において、裁判員制度がどのように取り上げられているかを報告し ていただいた。

第2部は、「裁判員制度の何を伝えるか―裁判員経験者の声―」として、裁判員経験者3名の方にご登壇いただき、裁判員の経験をお話いただいた。第2部では、「何を伝えるか」をテーマとして、その具体的な内容として本学を中心に取り組んでいる「裁判員経験者インタビュー」をシンポジウムの場で公開し、裁判員経験者の経験を伝えることの意義について考えてもらおうと企画したものである。ご登壇くださったのは、青森県37例目の裁判員裁判経験者である小野利氏、46例目の裁判員裁判の経験者である太田淳也氏、そして87例目の経験者である西澤雅子氏であった。進行役は、平野が務めた。具体的な質問内容としては、裁判員に選ばれた時の気持ちや、法廷や被告人の印象、評議の雰囲気、現在思っていることなどであった。限られた時間の中ではあったが、裁判員経験者の経験を参加者のみなさんに聞いていただけたのは良かったのではないかと考えている。

第3部はパネルディスカッション「裁判員制度をどのように伝えるべきか」を行った。コーディネーターは例年通り飯氏にお願いし、第1部で登壇くださった裁判官の寺尾氏、第2部にご登壇いただいた3名の裁判員経験者の他に、報道機関の立場から東奥日報社報道部記者の下舘悠々氏、教育の立場から宮崎氏、そして、学生の立場から日本大学4年生で、法教育サークル「EXPERT」未来代表の堀口愛芽紗氏にパネリストとしてご登壇いただいた。パネルディスカッションでは、前半で、これまでの伝える取り組みや今後の伝え方に関する思いなどが、それぞれのパネリストから語られた。パネルディスカッションの後半には、参加



第3部のパネルディスカッションの様子

者から質疑応答が行われた。オンライン参加者からの質問も多く、活発な意見交換が行われた。

コロナウイルス感染症が未だ終息しない状況下ではあったが、2年ぶりに対面でのシンポジウムを開催することができ、オンライン参加者を含めると70人近くの方にご参加いただくことができた。

#### おわりに

未だコロナウイルスの終息が見えない状況ではあるが、昨年度に比べると活動の幅が広がり、徐々に従来の教育研究活動が戻りつつあるように思える。裁判員経験者へのインタビューやシンポジウムが、感染症対策を取りつつではあるが、対面で行えたのは幸いであった。劇的な変化は望めないものの、今後は徐々に施設見学などの活動の再開も探っていきたいと考えている。

本プロジェクト内での活動ではないが、このプロジェクトでの取り組みを授業の中に具体化した「地域司法実習」という科目がある。学生が、地域の司法に関する課題を設定し、実際に現場で活動されている方に直接お話を伺うという科目である。長年に渡り展開している本プロジェクトの特徴は、研究だけ教育だけでなく、「地域の司法に関する課題」について、教員・学生がともに学び、その成果を発表している点にある。今後も、この特徴を活かしつつ、地域の司法課題に取り組んでいきたいと思う。

# シンポジウム

# 裁判真制度を行える

日時:2021年11月6日(土) 14:00-17:30

会場: 弘前大学人文社会科学部校舎4階多目的ホール

入場無料・事前申し込み不要 (オンライン参加の場合は必要)

※Zoom によるオンライン同時配信を行います。オンライン参加を希望される方は、下記 "問い合わせ先" までメールで「お名前」「ご所属」「連絡先メールアドレス」をお知らせください。追って Zoom 会議 URL をお知らせします。 ※会場にお越しになる場合、事前の申し込みは不要ですが、マスクをご持参いただき、会場では着用をお願いいたします。また、手指の消毒にもご協力いただき、密な状況を避けるため、指定された席に着かれるようにお願いいたします。

※状況次第では、Zoomによるオンライン配信のみになる場合もあります。その点もご承知おきください。

## プログラム

第1部/裁判員制度をどう伝えているか —裁判所・市民団体・教育機関の活動— 寺尾 亮 (青森地方裁判所)、飯 考行 (専修大学)、河野敏也 (桃山学院大学)

第2部/裁判員制度の何を伝えるか ―裁判員経験者の声―

コーディネーター:平野 潔(弘前大学)

登壇者:裁判員経験者

第3部/パネルディスカッション 裁判員制度をどのように伝えるべきか

コーディネーター:飯 考行(専修大学)

パネリスト: 裁判員経験者、寺尾 亮 (青森地方裁判所)、下舘悠々 (東奥日報社)、 宮﨑秀一(北里大学)、堀口愛芽紗 (日本大学4年・法教育サークル「EXPERT」未来代表)

#### 趣旨:

昨年度のシンポジウムにおいて、裁判員制度が抱える問題について、裁判員経験者の立場から様々な意見をいただきました。その中で、広報活動をもう少し積極的に行うべきではないかという意見がありました。そこで、今年度は「裁判員制度を伝える」をテーマとしました。

「伝える」活動には、裁判所の広報活動だけでなく、市民団体の活動、報道機関の報道、教育機関における教育活動なども含まれます。これらの活動を紹介しながら、どのように裁判員制度を伝えていくべきかを、来場者の皆さんと考えてみたいと思います。

主催:弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

問い合わせ先:弘前大学人文社会科学部・平野 潔

tel&fax:0172-39-3199 e-mail:k-hirano@hirosaki-u.ac.jp

地域未来創生センター

